

# 東京ミロク会計人会 会則

平成27年7月1日

## 会 則

### 第1章 総 則

#### (総 則)

第1条 この会則は、東京ミロク会計人会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

#### (名 称)

第2条 本会は、東京ミロク会計人会と称する。

#### (会 員)

第3条 本会の会員は、株式会社ミロク情報サービス(以下「MJS」と称す)のコンピュータシステムの導入及びサービスの提供を受けている、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県に事務所をおく税理士(補助税理士も含む)、公認会計士(以下「会計人」という)のうち入会申込書を提出した下記の会計人とする。

- (1)個人事業主である会計人の場合は、「入会申込書」に記入された会計人を会員とする。
- (2)税理士法人を主宰する会計人の場合は、「入会申込書」に記入された社員税理士、補助税理士を会員とする。
- (3)会計人が主宰する法人の場合は、「入会申込書」に記入された会計人を会員とする。

#### (目 的)

第4条 本会は、会員の業務の進歩改善と職域の拡大を達成することにより会員事務所の経営基盤強化を図るとともに、社会的地位の向上と顧問先及び MJS の繁栄に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

#### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するためミロク会計人会連合会(以下「連合会」という)及び MJS と協議・連携して次の事業を行う。

- (1)会員の社会的地位の向上並びに会員事務所の合理化と業務の拡大による経営基盤強化を図るための諸施策の実施
- (2)会員のためのコンピュータシステム及びサービスの開発・改善の意見統一とその普及推進
- (3)会員及びその職員に対する各種研修・教育の実施
- (4)業界ネットワークの構築と事業提携による会員並びに会員事務所への業務改善の提案
- (5)会員事務所と顧問先企業の発展に寄与する経営システム・経営ノウハウの研究と開発に関する提言
- (6)本会と各委員会並びに地区会の広報活動
- (7)会員相互間の親睦と福祉のために必要な事業
- (8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

#### (その他の事業)

第5条の2 本会は第4条の規定にかかわらず会計人に対し次の事業を行う。  
(1)コンピュータシステムを利用した電子申告・電子納税の普及啓発並びに研修  
(2)商法・税法等の諸法令及び会計制度の研修

#### (事 務 局)

第6条 本会の事務局は、東京都に置く。

### 第2章 入会及び退会並びに会員名簿

#### (入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を提出する。

#### (退 会)

- 第8条 1 本会を退会しようとする者は、本会に定める退会届を提出する。  
2 死亡又は会計人の資格を喪失した者は退会したものとみなす。

#### (会員名簿)

第9条 1 本会員名簿を備え、次の事項を記載する。  
(1)会員の住所及び氏名  
(2)事務所の名称及びその所在地  
(3)前各号に掲げるもののほか、本会で定める事項  
2 会員は、前項に規定する記載事項につき異動があったときは遅滞なくその旨を本会に届出する。

### 第3章 役員及び理事会

#### (役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 8名以内
- (3)理 事 50名以内
- (4)監 事 2名以内

#### (役員を選任)

第11条 1 役員を選任は、総会の決議による。  
2 役員を選任に関し必要な事項は、本条で定めるもののほか、役員選任規程に定める。

#### (会長及び副会長)

第12条 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。  
3 会長、副会長及び監事が任期の中途において退任した場合は、すみやかに役員選任規定により選出し、総会の承認を得る。

#### (理 事)

第13条 理事は地区会長及び地区会より選出された者を構成員とする。

#### (監 事)

第14条 1 監事は、業務及び会計を監査し、総会に報告する。  
2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は、就任後第2回目の定期総会終了のときまでとし再任を妨げない。ただし、補欠または増員により就任した役員任期は、他の役員任期と同一とする。

#### (役員退任)

第16条 役員は、本会を退会したときは、退任する。

#### (理 事 会)

第17条 1 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。  
2 理事会は、この会則において理事会の議を要する事項と第5条及び第5条の2に規定する事業を遂行するための必要な事項を決定する。  
3 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

#### (顧 問)

第18条 1 会長は、理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。  
2 顧問の任期は、就任の日に在任している役員任期と同一とする。

### 第4章 委員会及び地区会

#### (委 員 会)

第19条 1 本会に次の委員会を設け、会務の遂行を有効かつ適切に行う。  
(1)総務委員会  
(2)システム開発委員会  
(3)情報ネットワーク委員会  
(4)広報委員会  
(5)研修委員  
2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。  
3 委員会の構成員は、会長が委嘱する。  
4 委員会の運営に関しては別に定める。

#### (地 区 会)

第20条 1 本会に、本会と会員の調整を図るために地区会を設ける。  
2 地区会の単位及びその地域は、理事会において定める。  
3 地区会の事務局は、その地区会において定める。  
4 地区会長は、地区会において選任する。  
5 地区会は、本会の会則に準じて運営されるものとする。

### 第5章 総 会

#### (総会の招集)

第21条 1 会長は、毎年7月定期総会を招集する。ただし、理事会の議を経て、その時期を変更することができる。  
2 会長は必要があると認めるときは、理事会の議を経て臨時総会を招集することができる。  
3 総会を招集するには、あらかじめその日時、場所及び議案を記載した書面により、会員にその通知をしなければならない。

#### (議 長)

第22条 議長は、その総会において選任する。

#### (議決の要件)

第23条 総会の議決は、その出席した会員の過半数で決するものとし可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (委任による議決権)

第24条 総会に出席することができない会員は、他の会員に委任してその議決権を行使することができる。

#### (総会で決定すべき事項)

第25条 総会においては次の事項を決定する。  
(1)事業報告及び決算に関する事項  
(2)事業計画及び予算案に関する事項  
(3)会則の改正に関する事項  
(4)役員選任に関する事項  
(5)その他理事会において必要と認め事項

### 第6章 会費、庶務及びその他

#### (会 費)

第26条 1 本会の会員は、一事業年度について、会費12,000円を負担する。  
2 前項の会費は、各事業年度の6月末日までに納入しなければならない。  
3 事業年度途中で入会した場合は、入会月から事業年度末までの月割額とする。  
4 納入された会費は理由の如何に拘わらず、これを返却しない。

#### (経 費)

第27条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁する。

#### (事 業 年 度)

第28条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第7章 雑 則

#### (規 程)

第29条 理事会の議を経て、旅費規程、表彰規程、慶弔規程を別に定める。

#### 附 則

この会則は、平成10年9月22日より施行する。

この会則改正は、平成16年7月22日より施行する。

この会則改正は、平成17年7月11日より施行する。

この会則改正は、平成18年1月25日より施行する。

この会則改正は、平成20年7月3日より施行する。

この会則改正は、平成24年7月2日より施行する。

この会則改正は、平成25年7月1日より施行する。

この会則改正は、平成27年7月1日より施行する。

## 入会のご案内 Partners Guidance

### ミロク会計人会連合会 東京ミロク会計人会

- 本会事務局：株式会社ミロク情報サービス 首都圏統括部内  
〒163-0648 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48F  
TEL. 03-3343-5798 FAX. 03-3343-5786
- 東京東地区会事務局 / 東京南地区会事務局  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル18F 東京第一支社内  
TEL. 03-3241-3691
- 東京西地区会事務局 / 東京北地区会事務局  
〒163-0648 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48F 東京第二支社内  
TEL. 03-5326-0311

- 多摩・山梨地区会事務局  
〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル7F 八王子支社内  
TEL. 042-643-5221
- 神奈川県地区会事務局  
〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル9F 横浜支社内  
TEL. 045-324-3690
- 千葉県地区会事務局  
〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル8F 千葉支社内  
TEL. 043-225-0369

ミロク会計人会連合会  
東京ミロク会計人会

# We are Best Partners



ミロク会計人会連合会  
東京ミロク会計人会  
会長 小山内 光雄

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会計人会の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

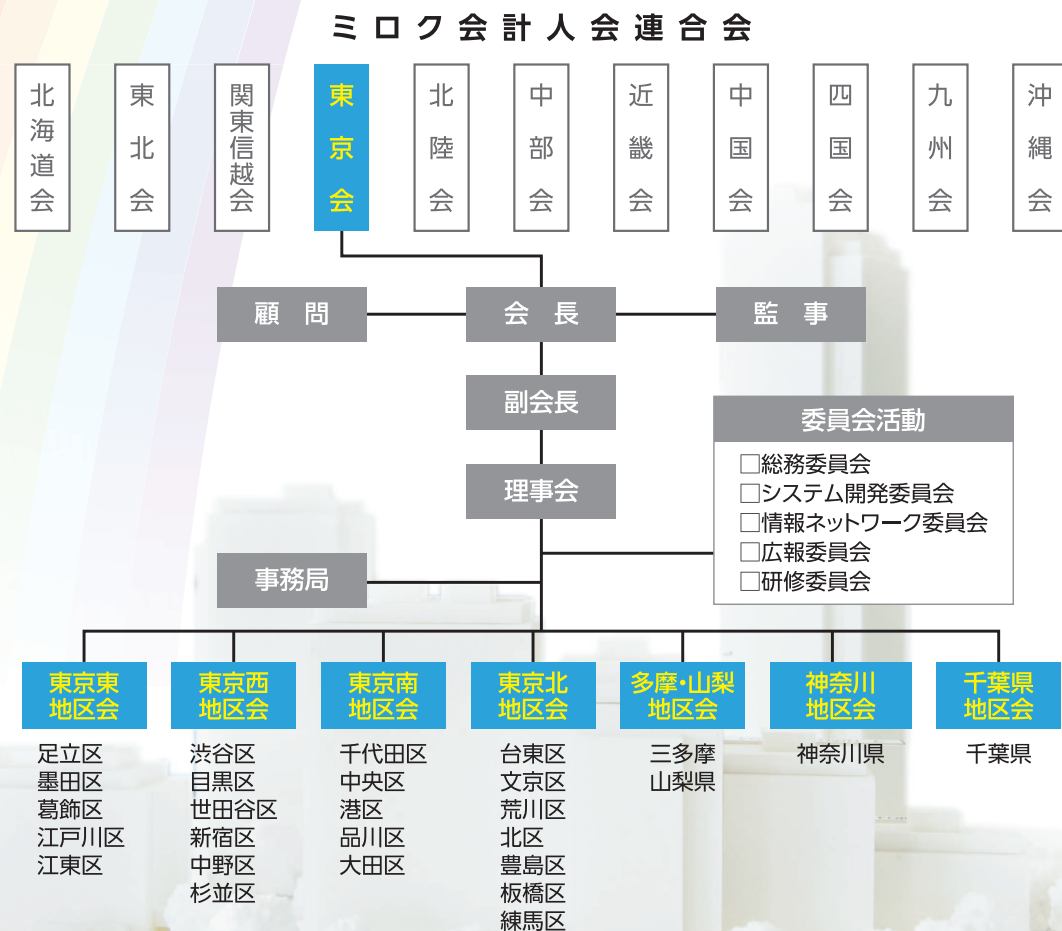
ご承知のとおり、当会は東京都・神奈川県・山梨県・千葉県において(株)ミロク情報サービス(MJS)のコンピュータシステムを利用する会計事務所で組織している団体でございます。

世界全体が新型コロナウイルスによる感染拡大が続き、収束が見通せないなか、私たちが関与する中小企業、小規模事業者は甚大な影響を受けており、そこに寄り添う私たち会計事務所も支援に力を注いでいるところで、税理士を取り巻く環境も大きく変化しております。

環境の変化に素早い対応をすべく(株)ミロク情報サービスと連携した会計人会としての活動が求められており、研修会をはじめとする各委員会活動を通して会員事務所の繁栄に寄与する諸事業を実施して参りたいと存じます。

何卒、趣旨をご理解いただき当会への入会をお願い申し上げます。

## 東京ミロク会計人会・組織図



## 東京ミロク会計人会(本会)と地区会の基本的な活動

### 東京ミロク会計人会(本会)

1. 定期総会の開催
2. 理事会・委員会の開催
3. 研修会の企画
  - ・ 税理士会認定研修
  - ・ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会認定研修
  - ・ 有名講師招聘による研修
  - ・ MJS税経システム研究所講師による研修
  - ・ 新入職員向けの研修
4. MJSシステムに関する意見の要望収集
5. 連合会委員会活動
6. 会計人会の活性化推進
7. 会員向け広報
8. 全国統一研修会への参画

### 地区会

1. 事務所職員スキルアップ研修
  - ・ 実務研修
  - ・ システム運用研修
  - ・ シリーズもの研修
2. 会員講師による各種研修
  - ・ 税法研修、事例発表など
3. 会員相互の情報交換・親睦
  - ・ 会員交流会(各種イベント)の開催

### 会員5大特典

- 研修会・受講料の会員無償と会計事務所職員の受講料優待サービス
- 連合会ホームページ/会員の部屋へのアクセス権・委員会成果物の閲覧
- 情報交換・人的ネットワーク構築の場の提供
- MJSへのシステム要望・意見の収集と改善活動
- 職員レベルアップ研修の提供

### 年会費

一事業年度 12,000円  
 会費は、各事業年度の6月末日までにご納入下さい。  
 事業年度の中途入会の場合は、入会月から事業年度末までの月割額となります。

## 最新情報満載のホームページ 会員限定のお役立ちコンテンツも掲載 <http://www.mirokukai.ne.jp>

○新着情報  
 税務に関する法律の変更などの最新情報をお知らせします。

○更新情報  
 研修案内や機関誌の情報などホームページ内の更新情報をお知らせします。

○単位会活動  
 各単位会で行われた研修会や総会、ときにはゴルフコンペなどの活動報告が掲載されています。



○会員の部屋  
 会員のみが入れるコンテンツ。MJSシステムの便利な機能の紹介やQ&Aなど実務に役立つ情報が満載です。